

税のお知らせ

8月の納税等

村県民税／第2期
国民健康保険税／第2期
後期高齢者医療保険料／第2期
保育料／8月分
納期限／8月31日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-LEQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LEQRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。納付には口座振替の制度もあります。

税の納付は期限内に

住民の皆さんに納めていただく税は、むらづくりや住民の皆さんの暮らしを支える大切な財源です。納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくことになります。

●滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行い、税に

充当することになります。

①督促状を送付

②電話や文書にて納税を催告、税金を徴収

③財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施

④差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

●納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早目にご相談ください。

●問合せ先 総務部税務課

個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第二期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第一期分と第二期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、納付書をお間違えのないようにご注意ください。

●納付場所および納付方法

・金融機関、県税事務所の窓口
・コンビニエンスストア、MMK

(情報端末機器)設置店

・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM

・インターネット環境でのクレジットカードによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用いただけません。)

・スマートフォン決済アプリによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用いただけません。)

※コンビニエンスストア、MMK設置店での納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

●その他

領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

●問合せ先

西尾張県税事務所 課税第一課
県民税・事業税第二グループ

☎(0586)

4513279

(ダイヤルイン)



愛知県庁税務課
ホームページ

飛島村内犯罪状況(令和8年5月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
5月	0	0	0	0	1
1~5月	0	0	0	0	1
区分	その他(侵入盗)	特殊詐欺	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい
5月	1	1	0	0	0
1~5月	2	1	3	0	1
区分	自転車盗	オートバイ盗	自販機ねらい	ひったくり	強盗
5月	0	0	0	0	0
1~5月	1	0	0	0	0

蟹江署管内では空き家を狙った侵入窃盗が増加しています。

★定期的に空き家を訪れ、庭木の手入れや郵便ポストの片付けなどを行い放置状態にしない
★防犯カメラを設置する ★近隣住民と連携し、不審な動きがあれば連絡し合える関係を築く

コメント

警察からのお知らせ

けいさつ
だより

